

26年度 期中モニタリング(事業評価)シート (別紙様式1)

事業所管名	児童青少年課	連絡先	042-620-7246							
施設概要	施設名	八木町学童保育所 外33箇所								
	所在地	八王子市八木町 7-1 外								
	設置目的 (条例等)	八王子市立学童保育所条例 八王子市学童保育所条例施行規則 学童保育所の管理に関する基本協定 学童保育所の管理に関する年度協定								
	指定期間内の目標 (あるべき姿)	経費節減と効率的で安全・安心な学童保育所の運営 「楽しく通い」「安心して預けられる」学童保育所の運営								
概要	目標達成の指標名	単位	現状値		H23	H24	H25	H26	H27	指標の意図及び説明
	保護者満足度調査	点	/	目標値	3点以上	3点以上	3点以上	3点以上	3点以上	接客度、提供内容など総合的な満足度を計る指標 全体的な満足度に対する肯定的評価が90%以上となることを目標とする。
				実績値	3.47	3.51	3.52	3.53		
	行事達成率	%	/	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	行事への参加が子どもの成長につながるため、行事の執行状況をみることで施設に対する利用状況を計る指標 指定期間内における執行率を100%とすることを目標とする。
実績値				100%	100%	100%	100%			
等	指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第3条第1号の規定による学童の保護に関すること。 (2) 条例第3条2号の規定による学童に社会性を身につけさせる指導に関すること。 (3) 条例第3条3号の規定による学童の健全育成のために必要な事業に関すること。 (4) 前各号に付随する次に掲げる業務 <ul style="list-style-type: none"> ア. 学童保育運営に関する物品等の購入事務業務 イ. 学童保育運営に関する行事等の企画・実施業務 ウ. 学童保育所の日常活動の記録及び報告 エ. 施設、付帯設備及び物品(以下「施設等」という。)の保守及び維持管理並び施設等の修繕に関する業務。ただし、甲が加入する建物保険が適用となる修繕及び大規模な修繕を除く。 オ. その他学童保育所の日常管理に関すること。 (5) 消防法第8条に定める防火管理者の業務に関すること 								
	指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 八木町学童保育所外33箇所								
指定管理者	名称	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会								
	所在地	八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市役所内								
備考										